

令和8年度
認定こども園・保育所
入園・入所 の しおり



世羅町

令和7年11月作成

【も く じ】

1. 子ども・子育て支援制度について・・・・・・・・・・1～2
 - ①教育・保育給付認定（支給認定）の区分
 - ②教育・保育給付認定（支給認定）の有効期間
 - ③施設利用時間イメージ
 - ④クラス編成
 - ⑤支給認定の区分と利用できる施設のイメージ
2. 申込みから利用開始までの流れ・・・・・・・・・・3
3. 支給認定の申請に必要な書類・・・・・・・・・・4
4. 保育を必要とする事由を証明する書類等・・・・・・・・4～5
5. その他、状況に応じて必要な書類・・・・・・・・・・5
6. 利用料（保育料・副食費）について・・・・・・・・・・6～7
 - 令和8年度 世羅町保育料・副食費基準額表
7. 保育料等の軽減制度について・・・・・・・・・・8
8. よくあるご質問・・・・・・・・・・9
9. 認定こども園・保育所 一覧 ・・・・・・・・・・10
10. 世羅町の子育て支援事業の紹介・・・・・・・・・・11～12
 - 一時預かり
 - ファミリー・サポート・センター事業
 - 病児保育
 - 子育て広場
 - 令和8年度世羅町内の認定こども園・保育所マップ・・・・・・・・・・13



1. 子ども・子育て支援制度について



認定こども園・保育所を利用する児童は、教育・保育の必要性に応じた「支給認定」を受ける必要があります。「支給認定」は、児童の年齢と保育の必要性に応じて、1号～3号に認定されます。区分によって利用可能な施設や利用できる時間が決まります。現在、すでに保育所等に在籍している場合は、その施設を継続して利用できますが、「現況届（世帯状況届）」を提出し、現在の家庭状況等を報告する必要があります。

【① 教育・保育給付認定（支給認定）の区分】

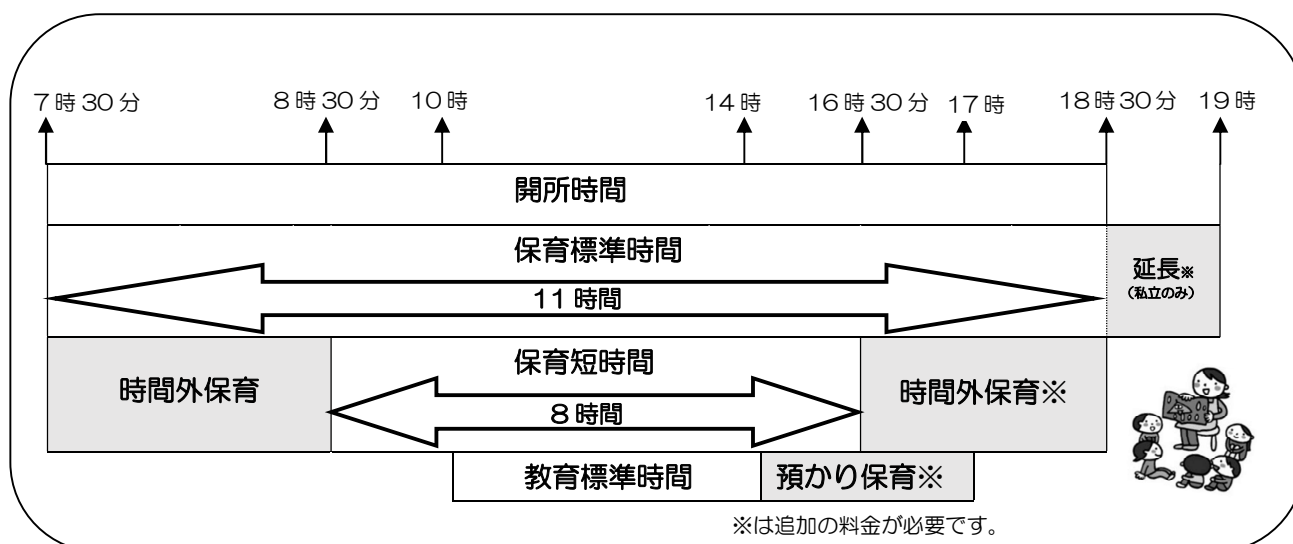


【1号認定】	【2号認定】	【3号認定】
✳ 保育を必要としない - 満3歳～5歳	✳ 保育を必要とする 3歳～5歳	✳ 保育を必要とする 0歳～2歳
＜利用できる施設＞ ★認定こども園 ★幼稚園	＜利用できる施設＞ ★認定こども園 ★保育所	＜利用できる施設＞ ★認定こども園 ★保育所

【② 教育・保育給付認定（支給認定）の有効期間】

- ✳ 1号認定の場合・・・小学校就学まで。
- ✳ 2・3号認定の場合・・・保育を必要とする事由によって異なる。（3号認定は、最長で満3歳の誕生日の前々日までとなり、満3歳になる前に2号認定に切替となります。）

【③ 施設利用時間イメージ】 ※開所時間は施設によって異なります。

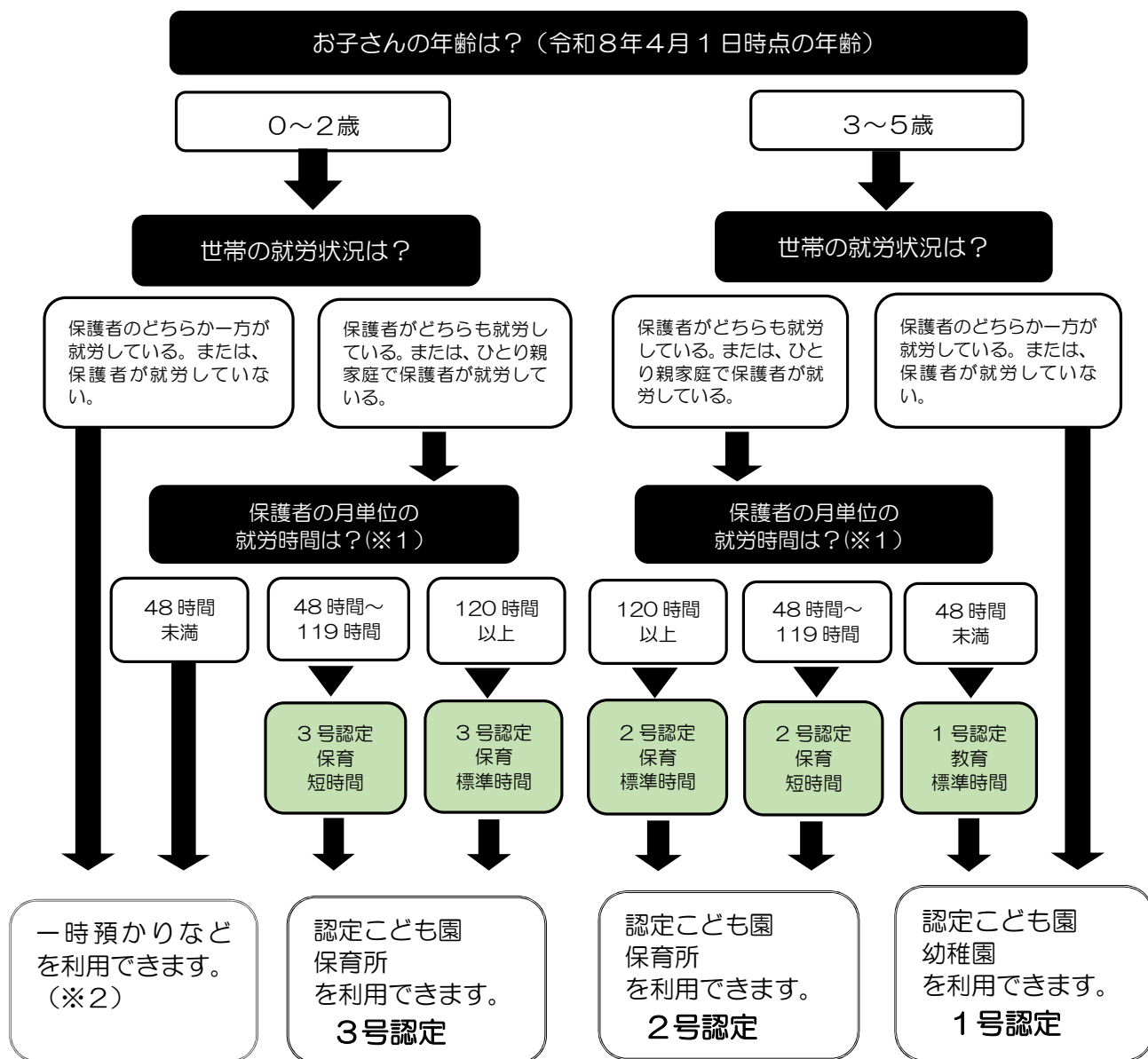


【④ クラス編成】 令和 8 年 4 月 1 日時点の年齢で決まります。



クラス	就学前までの期間		
5 歳児	令和 2 年 4 月 2 日～令和 3 年 4 月 1 日生	実施終了日：令和 9 年 3 月 31 日まで	
4 歳児	令和 3 年 4 月 2 日～令和 4 年 4 月 1 日生	実施終了日：令和 10 年 3 月 31 日まで	
3 歳児	令和 4 年 4 月 2 日～令和 5 年 4 月 1 日生	実施終了日：令和 11 年 3 月 31 日まで	
2 歳児（満 3 歳児）	令和 5 年 4 月 2 日～令和 6 年 4 月 1 日生	実施終了日：令和 12 年 3 月 31 日まで	
1 歳児	令和 6 年 4 月 2 日～令和 7 年 4 月 1 日生	実施終了日：令和 13 年 3 月 31 日まで	
0 歳児	令和 7 年 4 月 2 日～令和 8 年 4 月 1 日生	実施終了日：令和 14 年 3 月 31 日まで	
	令和 8 年 4 月 2 日～	実施終了日：令和 15 年 3 月 31 日まで	

【⑤ 支給認定の区分と利用できる施設のイメージ】



◆保育認定を受けるには週 3 日以上かつ月 48 時間以上の就労を必要とします。

※ 1：保護者の月単位の就労時間は、保護者のどちらか一方の 1 か月あたりの合計就労時間です。
保護者 2 人の就労時間が異なる場合は、就労時間が少ない方が対象となります。

※ 2：未入園（所）児向けの一時預かりについては、町内の認定こども園、保育所で行います。

2. 申込みから利用開始までの流れ（町内の施設を利用される場合）

《認定こども園》を希望

①支給認定申請書の受取

＜子育て支援課・せらにし支所・認定こども園＞
★令和7年11月17日（月）～

②支給認定の申請 ＜子育て支援課＞

★令和7年12月1日（月）～

③支給認定証の送付

＜子育て支援課→保護者＞
★令和7年12月下旬～ 随時

④入園の申請＜認定こども園＞

※直接電話連絡の上、支給認定証を持参
★令和8年1月7日（水）～1月16日（金）
〔第一次締切〕
（以降定員に達していないクラスは随時受付）

⑤入園決定通知書の送付

＜認定こども園→保護者＞
★令和8年1月末頃

⑥入園説明会＜認定こども園＞

★令和8年2月～3月頃

⑦認定こども園へ入園

★令和8年4月～

《保育所》を希望

①支給認定申請書・入所申込書を受取

＜子育て支援課・せらにし支所・保育所＞
★令和7年11月17日（月）～

②支給認定及び入所の申請＜子育て支援課＞

★令和7年12月1日（月）～令和8年1月16日（金）
〔第一次締切〕
（以降定員に達していないクラスは随時受付）

③支給認定証と入所決定通知書の送付

＜子育て支援課→保護者＞
★令和8年1月末頃

④入所説明会の開催＜保育所＞

★令和8年3月上旬

⑤保育所へ入所

★令和8年4月～

【お願い】

※児童1人につき、認定こども園及び保育所の中から1施設を選択し、入園・入所の手続きを行ってください。
※施設を訪問される際には、事前に連絡をしていただきますようお願いいたします。



※認定こども園・保育所の5月以降の利用開始の申込みについて

【申込期限】 利用希望月の前月の10日（閉庁日の場合は翌開庁日）まで

※既に入園・入所をしていて、支給認定変更の申請をする場合、変更希望月の前月の25日（閉庁日の場合は翌開庁日）まで

【受付期間】 利用希望月の2か月前から随時受付

【受付場所】 認定こども園・・・施設（事前に子育て支援課で支給認定手続きが必要です。）
保育所・・・・・・子育て支援課

3. 支給認定の申請に必要な書類



1号認定の場合	2号認定・3号認定の場合
・支給認定申請書（1号認定用） ・個人番号（マイナンバー）届出書	・支給認定申請書（2号・3号認定用） ・個人番号（マイナンバー）届出書 ・保育を必要とする事由を証する書類（4. を参照ください） ・児童の健康状況申告書

- 施設の利用をするためには、個人番号（マイナンバー）の届出が必要となります。
 ○ 届出をされる際には、番号確認（児童・保護者）と本人確認をさせていただきます。
 （番号確認の方法）個人番号カード、個人番号通知カード、番号入り住民票など
 （本人確認の方法）個人番号カード、運転免許証、パスポートなど

4. 保育を必要とする事由を証明する書類等

- ①保育標準時間・・・1日最長11時間の中で必要とする時間の利用
 ②保育短時間・・・1日最長8時間の中で必要とする時間の利用

利用事由	内 容	添付書類等	保育 利用時間
就労（予定）	保護者が家庭外及び家庭内（児童から離れて日常の家事以外）で就労等をしていて、その児童の保育ができない場合（月48時間以上） <i>※週3日以上就労を基本とします。</i>	・就労（予定）証明書 ※児童1人につき1枚の就労（予定）証明書が必要です。（同じ施設を利用する児童の併記は可）	標準時間 短時間
出 産 前 後	出産（予定）日を起点とし（産前2か月前の日の属する月の1日から、産後4か月後の日の属する月の末日まで）その児童の保育ができない場合	・申立書（出産） ※母子健康手帳の写し（出産予定日（出産日）の分かるページ）	標準時間
疾 病 ・ 障 害	保護者が病気やけが及び精神や身体に障害を有しているため、その児童の保育ができない場合（診断書に記載された期間）	・申立書（病気・障害等） ※医療機関の診断書、各種障害者手帳等の写し	標準時間 短時間
看 護 ・ 介 護	保護者が同居親族等の看護や介護を常時必要とし、児童の保育ができない場合（添付書類に記載された期間）	・申立書（介護・看護等） ※医療機関の診断書、介護認定証・各種障害者手帳等の写し	標準時間 短時間
災 害 復 旧	火災・風水害・地震などによる復旧作業にあたり、その児童の保育ができない場合	・申立書（災害復旧） ※災証明書等	標準時間
求 職 活 動	求職活動を継続的に行っていて、その児童の保育ができない場合 （最大90日間の利用・3歳以上児童が対象）	・申立書（求職活動） ※ハローワークカードの写し等	短時間
就 学	就学（職業訓練校における職業訓練を含む）をしていて、その児童の保育ができない場合 卒業または、修了予定日の属する月の月末	・申立書（就学） ※在学証明、時間割表等	標準時間 短時間
虐 待 ・ D V	保護者や児童が虐待・DVのおそれがある場合	・申立書（その他） ※公的機関が発行した書類等	標準時間
育 児 休 業	保護者が育児休業中であり、保育の継続利用が必要な場合（事業主から「法定育児休業」を認められている場合に限り、育児休業からの入園（入所）は認められません。）	・就労（予定）証明書 ※法定育休のわかる書類の添付をお願いすることがあります。	短時間
町長が必要と認める場合	上記に類する内容で、児童の保育ができないと町長が認める場合	各種必要な書類（内容によって異なります）	短時間

- ※ 保育標準時間認定を受けることができる場合でも、保護者の希望により保育短時間認定を選択することもできます。
- ※ 求職活動の事由で利用できるのは、3歳以上の児童に限ります。
- ※ 保育所をご希望の場合は、支給認定申請と同時に入所申込みができます。
- ※ 産前の申請の場合は出産予定日を起点、産後の申請の場合は出産日を起点とし、認定後の変更は行いません。

5. その他、状況に応じて必要な書類

（１）市（町）県民税課税台帳記載事項証明書

令和7年1月2日以降に転入された保護者の方及び町外に居住されている保護者の方について、利用料算定のために、「市（町）県民税課税台帳記載事項証明書（保育所入所用）」の提出が必要となる場合があります。（個人番号の届け出をされた方で、課税に関する事項の確認ができた場合は、書類の提出は不要です。）

（２）保育料減額申請書

ひとり親家庭や在宅障害児（者）のいる世帯、障害児童を養育している世帯、生活保護法に定める要保護者等については、保育料を減額できる場合があります。減額申請書に必要な添付書類を添えて提出してください。

【添付書類の例】

- ・ひとり親家庭（児童扶養手当証書の写し・ひとり親医療証の写しなど）
- ・在宅障害児（者）のいる世帯（該当する手帳や証書の写し）
- ・生活保護世帯（被保護者証明書の写し）



（３）利用の申込み時と世帯状況等が変わったとき

利用施設決定後に、住所、家族構成、家族の雇用形態や勤務先等、申込時に提出した証明書類と状況が変わった場合には必ず利用予定の施設等に連絡し、必要書類を提出してください。また、利用開始後に世帯状況が変わった場合にも、必ず利用中の施設へ連絡し、必要に応じた書類を提出する必要があります。

支給認定が変更となる場合には、お知らせいたします。この際、支給認定変更申請書の提出が必要となりますので、指定する期限までに提出してください。（原則、認定月の前月の25日（閉庁日の場合は、翌開庁日）まで）

（４）退園・退所の手続きについて

家庭の事情により、「保育を必要とする事由」がなくなった場合には、速やかに現在利用されている施設にお申し出いただき、退園（所）届を提出していただくことになります。なお、退園（所）日は、事情等のあった月の月末となります。

6. 利用者負担額（保育料・副食費）について

認定こども園と保育所の利用者負担額は、保護者の市町村民税をもとに決定しています。

毎月1日に在籍している場合は、その月分の利用料を納めていただきます。事情により月の途中で退園、退所された場合でも利用料の日割りは原則行いません。

なお、国の制度改正等により、利用料が変更となる場合は、対象者にお知らせします。

（１）保育料について【０歳児～２歳児】

保育料基準額は、町が定めた基準額表により決定します。

また、令和6年4月から町独自の子育て支援事業として、0歳児から2歳児までの保育料無償化を行っています。ただし、利用される施設へ「保育料無償化事業認定申請書」の提出が必要となります。

※ 満3歳児・・・3号認定の児童は、満3歳の前々日をもって2号認定に切り替わります。保育料については、その年度中は3歳未満児の保育料となります。

（２）副食費について【1号認定：満3歳児～5歳児／2号認定：3歳児～5歳児】

令和元年10月以降の幼児教育・保育の無償化により教育・保育に係る保育料は無償化となりましたが、副食費（おかず代、おやつ代）は引き続き保護者負担となります。ただし、市町村民税課税世帯のうち、均等割のみ課税世帯又は所得割57,700円未満の世帯（1号認定の場合は、所得割77,100円以下の世帯）の副食費は免除されます。

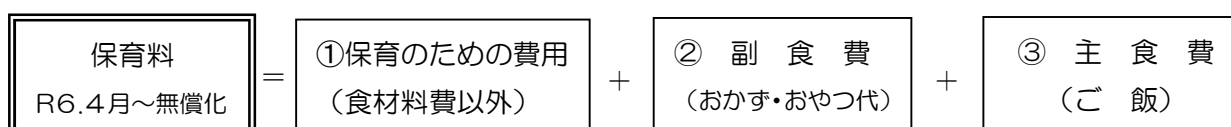
第3子の考え方について（国の子ども・子育て支援新制度による）

【1号（教育）認定】年齢の高い順に数えて、小学校1年生から3年生までのお子さん及び認定こども園・保育所を利用しているお子さんが3人以上いる場合の第3子以降が免除されます。

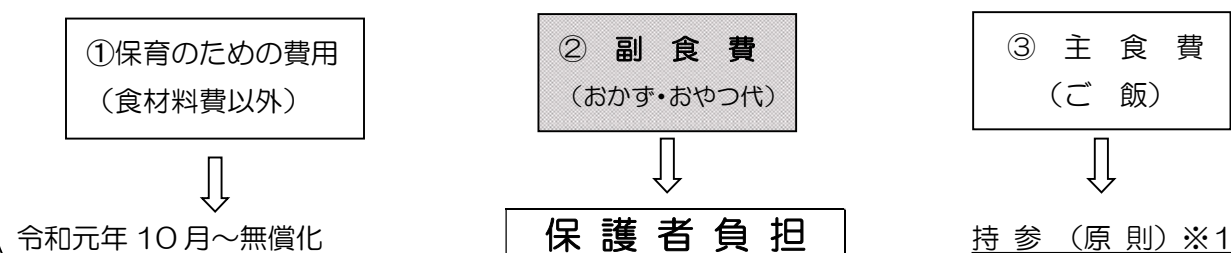
【2号（保育）認定】年齢の高い順に数えて、同一世帯から3人以上のお子さんが認定こども園・保育所を同時利用している場合の第3子以降が免除されます。

【利用料のイメージ図】

●0歳児・1歳児・2歳児（保育）



●満3歳児（教育）・3歳児・4歳児・5歳児



※1 令和7年4月から公立保育所では、主食（ご飯）も給食提供となるため、主食費については、保護者負担となっています。

令和8年度 世羅町保育料・副食費基準額表

(単位：円)

階層	階 層 区 分	保育料基準額 (月額)		保育料保護者負担額 (R6年4月より)		副食費(月額) (公立保育所は主食も含むため、給食費になります。)	
		0～2歳児 (3号認定)		0～2歳児 (3号認定)		満3～5歳児 (1号認定)	3～5歳児 (2号認定)
		保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間	教育標準時間	保育標準時間 ・ 保育短時間
A	生活保護世帯	0	0	※無償 (0円)	※無償 (0円)	免除	免除
B	市町村民税非課税世帯	0	0				
C1	市町村民税課税世帯 所得割非課税・均等割のみ課税	12,100	12,000				
		(6,050)	(6,000)				
C2	市町村民税所得割額 48,600円未満	17,100	16,900				
		(8,550)	(8,450)				
D1-2	市町村民税所得割額 48,600円以上57,700円未満	18,500	18,300				
		(9,250)	(9,150)				
D1	市町村民税所得割額 57,700円以上72,800円未満	18,500	18,300				
		(9,250)	(9,150)				
D2	市町村民税所得割額 72,800円以上77,101円未満	22,400	22,100				
		(11,200)	(11,050)				
D3	市町村民税所得割額 77,101円以上97,000円未満	26,300	26,000				
		(13,150)	(13,000)				
D4	市町村民税所得割額 97,000円以上133,000円未満	27,500	27,100				
		(13,750)	(13,550)				
D5	市町村民税所得割額 133,000円以上169,000円未満	39,000	38,500				
		(19,500)	(19,250)				
D6	市町村民税所得割額 169,000円以上211,200円未満	39,600	38,900				
		(19,800)	(19,450)				
D7	市町村民税所得割額 211,200円以上235,000円未満	46,500	45,700				
		(23,250)	(22,850)				
D8	市町村民税所得割額 235,000円以上301,000円未満	53,500	52,600				
		(26,750)	(26,300)				
D9	市町村民税所得割額 301,000円以上	70,000	69,000				
		(35,000)	(34,500)				

※ 0歳児～2歳児の保育料の無償化の認定を受けるには、申請が必要です。

※ 満3歳児以上については、各施設が設定した副食費(おかず代、おやつ代)をご負担いただきます。
月額の副食費は、月～金曜日利用分となります。土曜日利用分については、各施設でご確認ください。

7. 保育料等の軽減制度について

【●多子世帯に対する軽減制度】

1. 多子世帯軽減制度

＜対象世帯＞

C1階層、C2階層及びD1階層のうち町民税所得割額57,700円未満に該当する世帯（D1-2）が対象

＜軽減内容＞

第1子の利用者負担額（保育料）は、基準額表の金額、第2子の利用者負担額（保育料）は、基準額表（ ）内の金額です。また、世帯の3人目以降のお子さんの利用者負担額（保育料）は0円となります。
なお、お子さんの数は年齢の高い順に数えます。

※「第1子」とは、お子さんの年齢を問わず、お子さんが2人以上いる場合の1人目が該当します。

※「第2子」とは、お子さんの年齢を問わず、お子さんが2人以上いる場合の2人目が該当します。

2. 同時利用軽減制度

＜対象世帯＞

D1階層のうち町民税所得割額57,700円以上の世帯及びD2階層からD9階層に該当する世帯が対象

＜軽減内容＞

第2子の利用者負担額（保育料）は、基準額表の（ ）内の金額です。また、同一世帯から3人以上のお子さんが、対象施設を利用している場合は、3人目以降のお子さんの利用者負担額（保育料）は0円となります。
なお、お子さんの数は年齢の高い順に数えます。

※「第2子」とは、同一世帯から以下の対象施設を利用している就学前のお子さんが2人以上いる場合の2人目が該当します。

※対象施設とは・・・認定こども園・保育所等

◆同居をしていない生計を同じくするお子さん（例：寮で暮らす高校生のお子さん）がいるなど、軽減制度の適用によるお子さんの保育料軽減が正しく反映されていないと思われる場合は、子育て支援課までお問合せください。

【●ひとり親世帯等に該当する場合】

階層区分に応じ、以下のいずれかに該当する場合、申請に基づき利用者負担額（保育料）を軽減します。

- ①母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない女子及び男子で現に児童を扶養している者の属する世帯。
- ②在宅障害児（者）のいる世帯。

別表のB階層（B1-1）からD2階層（D2-1）については、第1子の利用者負担額（保育料）を別表の金額とし、第2子以降は0円となります。

（別表）

（単位：円）

階 層	階 層 区 分	保育料（0～2歳児）基準額（月額）		副食費（満3歳～5歳児） 基準額（月額）
		標準時間	短時間	
B (B1-1)	市町村民税非課税世帯	0	0	免除
C1 (C1-1)	市町村民税課税世帯 所得割非課税・均等割のみ課税	5,550	5,500	
C2 (C2-1)	市町村民税所得割額 48,600円未満	8,000	7,950	
D1 (D1-1)	市町村民税所得割額 48,600円以上72,800円未満	9,000	9,000	
D2 (D2-1)	市町村民税所得割額 72,800円以上77,101円未満	9,000	9,000	

8. よくあるご質問



Q. 支給認定証に有効期限はありますか？



A. 保育の必要性の認定の有効期間は、2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳の誕生日の前々日までを基本とします。
また、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合はその時点までとなります。

Q. 転職して勤務時間が延び、フルタイム勤務となりました。現在保育短時間認定を受けています。改めて認定申請書を提出する必要がありますか？



A. 必要です。認定証（既に認定証の交付を受けている場合）と「支給認定変更申請書」、新しい就労証明等を合わせてご提出ください。認定が変わる場合は、新たに認定証を交付します。

Q. 保育所等へ入園（所）後、保育の必要性の事由に変更があった場合は、手続きが必要ですか？



A. 必要です。仕事が変わったなどの保育の必要性の事由に変更があった場合は、その事由を証する書類とすでに交付された支給認定証を添えて、支給認定変更申請書をすみやかに提出してください。各施設では年1回、継続利用の申込みを兼ね、就労状況等の確認書類を提出していただき、同時に認定の更新確認も行います。



Q. 保育を必要とする事由は、保護者のどちらかが該当していればよいのですか？



A. 保護者（父母）のいずれもが該当していなければなりません。

Q. 今、妊娠中です。上の子の入園（所）はいつからできますか？

A. 出産前2か月から、出産後4か月の月末まで入園（所）できます。申込みには母子健康手帳の出産予定日のページのコピーが必要です。



Q. 0～2歳児の保育料は無料ですか？



A. 令和6年4月から保育料が無償化されました。ただし、申請書の提出が必要です。



Q. 認定こども園と保育所では、利用する施設によって料金が異なりますか？



A. 保育料はどの施設を利用しても同じです。ただし、副食費は施設によって異なります。
また、制服など個人負担していただくものがあります。



9. 認定こども園・保育所 一覧

(令和7年11月1日時点)

【認定こども園】各施設へ直接お問合せください。

名 称		認定 区分	定員	受入 年齢	利用時間	子育て広場 一時預かり
認定こども園 世 羅 幼 稚 園		1 号	21	満 3 歳～	8 時 30 分～ 14 時 30 分 (月～金)	休止中
住所 本郷 626 番地 1 ☎ 0847-25-0316 http://www.sera-yochien.com/		2・3 号	90	3 か月～	7 時 30 分～ 19 時 00 分 (月～土)	
世 羅 め ぐ み 認 定 こ ど も 園		1 号	15	満 3 歳～	8 時 00 分～ 14 時 00 分 (月～金)	○ (※)
住所 本郷 582 番地 1 ☎ 0847-25-5215 http://keisen-megumi.jp		2・3 号	100	3 か月～	7 時 30 分～ 19 時 00 分 (月～土)	
甲 山 め ぐ み 認 定 こ ど も 園		1 号	6	満 3 歳～	8 時 00 分～ 14 時 00 分 (月～金)	
住所 小世良 392 番地 1 ☎ 0847-25-5621 http://keisen-megumi.jp/kouzan/index.html		2・3 号	94	3 か月～	7 時 30 分～ 19 時 00 分 (月～土)	

※世羅めぐみ及び甲山めぐみ認定こども園の子育て広場は、子育て支援センター「めぐめぐ」として一緒に活動しています。

【保育所】お問合せ：子育て支援課（☎ 0847-25-0295）又は、各施設

名 称		認定 区分	定員	受入 年齢	利用時間	一時預かり
いお保育所		2・3号	25	1歳～	7時30分～ 18時30分	○
住所 伊尾 1953 番地 1 ☎ 0847-24-0777						
にしおおた保育所		2・3号	40	1歳～	7時30分～ 18時30分	○
住所 賀茂 3132 番地 2 ☎ 0847-27-0034						
せらにし保育所		2・3号	35	1歳～	7時30分～ 18時30分	○
住所 小国 4495 番地 1 ☎ 0847-37-1056						

10. 世羅町の子育て支援事業の紹介

【一時預かり】（令和7年11月1日時点）

家庭で保育している方が、病気・入院・冠婚葬祭・就労・その他の理由により保育できない時、児童を一時的に預かります。

✿利用申込み

○保育希望日の3日前までに保育を希望される認定こども園・保育所へ「一時預かり申込書」を提出してください。

※保育所での利用を希望される場合は、子育て支援課でも受付を行います。

○緊急の場合は認定こども園・保育所または、子育て支援課へ御相談ください。



✿利用料

	1日利用料 (4時間を超えて8時間まで)		半日利用料 (4時間まで)	
	町内居住	町外居住	町内居住	町外居住
3歳未満児	2,600円	5,200円	1,400円	2,800円
3歳以上児	1,000円	2,000円	600円	1,200円
生活保護法による被保護世帯	0円	—	0円	—
7時30分から8時30分まで 16時30分から18時30分まで	1時間あたりの延長料金		町内居住 450円	町外居住 900円

✿お問合せ先：認定こども園・保育所・子育て支援課

【ファミリー・サポート・センター事業】

子育てを応援してもらいたい方（依頼会員）と子育ての応援できる方（提供会員）が会員となって、子育てを地域で助け合う活動を進める会員組織です。

✿対象児童：生後6か月～小学校6年生まで

✿サポート内容

- 1) 保育施設、学校、放課後児童クラブ開始前や終了後の預かり
- 2) 保育施設や学校休業時の預かり
- 3) 保護者の病気やリフレッシュ、急用等の時の預かり
- 4) 兄弟姉妹の学校行事の時の預かり
- 5) その他、必要に応じて一時的に子どもを預かる



✿利用申込み

ファミリー・サポート・センターに会員登録し、ファミリー・サポート・センターを通じて子育てサポートを提供会員に依頼します。

✿利用料

○月曜日～土曜日 午前7時30分～午後8時00分まで 利用料⇒300円/1時間
 ○日曜日・祝日 午前7時30分～午後8時00分まで 利用料⇒350円/1時間
 （年末年始を除く）

✿お問合せ先：社会福祉法人 世羅町社会福祉協議会内
 （ファミリー・サポート・センター）（☎ 0847-22-3162）

【病児保育】

世羅中央病院：病児・病後児対応型・体調不良児対応型

生後3か月から小学校6年生までの児童が病気や体調不良となった場合に、看護師・保育士が一時的に専用スペースで保育します。

利用にあたって

- ① 利用希望日までに子育て支援課へ利用登録が必要です。
- ② 公立世羅中央病院へ利用予約をします。
- ③ 医療機関を受診後、病児保育室の利用が可能な場合に利用できます。



✿お問合せ先：子育て支援課 ☎（0847-25-0295）



認定こども園世羅幼稚園：体調不良児対応型

在園児が保育中に、体調不良となった場合に、看護師が一時的に専用スペースで保育します。

✿お問合せ先：認定こども園世羅幼稚園 ☎（0847-25-0316）

【子育て広場】

子育て支援センター「めぐめぐ」と子育て世代包括支援センター「だっこ」（令和8年度よりこども家庭センターだっこになる予定）及び「ゆうゆう広場」では、子育て広場を開催しています。母子手帳アプリ「せらっこ🌸だっこ（母子モ）」で開催予定の確認ができます。

広場名	場 所	電 話
子育て広場「めぐめぐ」	世羅めぐみ認定こども園 甲山めぐみ認定こども園 （出張広場：自治センターを活用）	0847-25-5215 （世羅めぐみ認定こども園）
子育て広場「だっこ」	〈令和8年4月～令和9年3月末開催予定〉 世羅町甲山自治センター内ほか （出張広場：保育所・自治センター）	0847-25-0295 （子育て世代包括支援センター 「だっこ」）
子育て広場「ゆうゆう」	認定こども園世羅幼稚園内	0847-25-0316 （認定こども園世羅幼稚園）

✿場所等、変更する場合があります。

✿お問合せ先：子育て支援課 ☎（0847-25-0295）



【お問合せ先】

世羅町 子育て支援課

☎ 0847-25-0295

fax 0847-25-0070

mail : kosodate@town.sera.hiroshima.jp

